

行政経験による登録事前審査について

公務員歴で行政書士登録をご希望の場合は、申請をされる前に必ず公務員歴が行政書士登録要件を満たしているか事前審査を行ってください。

事前審査の段階においても、**任命権者の証明印が必要**となります。

公務員職歴証明書は郵送で新潟県行政書士会までお送りください。

回答については1～2週間程度お時間がかかる場合がございます。

回答先の電話番号も併せてお知らせください。

※審査は、日本行政書士会連合会登録委員会が行います。

【行政書士法第2条】 次の各号のいずれかに該当するものは、行政書士となる資格を有する。

六 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して20年以上（学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者その他同法第90条に規定する者にあつては17年以上）になる者

「行政事務」の解釈

昭和26年9月13日 自治省行政課長通知 地自行第277号

- ・文書の立案作成、審査等に関連する事務（必ずしも自らの作成は要せず、広く事務執行上の企画等を含む）
- ・ある程度その者の責任において事務を処理していること

送付先

〒950-0911

新潟県新潟市中央区笹口3丁目4-8

新潟県行政書士会 事務局